

岡崎市次世代自動車購入費補助金交付規程

(通則)

第1条 この規程は、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、電気自動車、プラグインハイブリッド車又は燃料電池自動車（以下「次世代自動車」という。）を購入する者に対する補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、次世代自動車（旅客自動車運送事業、自動車運転代行業、自家用自動車有償貸渡業及びリース事業の用に供するものを除く。以下同じ。）を購入し、使用する個人又は法人に対して、予算の範囲内において購入に要する費用の一部を補助することにより、次世代自動車の普及を促進し、もってエネルギーの地産地消及びゼロカーボンシティの実現に寄与することを目的とする。

また、第7条に規定する岡崎産再エネ電気ドライブ加算については、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、近年の物価高騰による市民生活及び事業活動が著しい影響を受けている状況を鑑み、運輸に係る燃料費の経済的負担の軽減及び燃料の脱炭素化の促進を目的として実施する。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする4輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、内燃機関を併用しないものをいう。
- (2) プラグインハイブリッド車 外部電源からの充電を可能としエネルギー回生機能を有する4輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証にプラグインハイブリッド車である旨が記載されているものをいう。
- (3) 燃料電池自動車 水素を燃料とする燃料電池により発電した電気を動力源とする4輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証に燃料電池自動車である旨が記載されているものをいう。
- (4) ガソリン車 内燃機関のみを原動機とする4輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証にガソリンを主たる燃料とする旨が記載されているものをいう。
- (5) ディーゼル車 内燃機関のみを原動機とする4輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証に軽油を主たる燃料とする旨が記載されているものをいう。

- (6) 初度登録 道路運送車両法第4条の規定による自動車登録ファイルに初めて登録を受けることをいう。軽自動車にあつては、同法第59条第1項に規定する新規検査を受けることをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、自ら使用し、又は自らの事業に使用する目的で次世代自動車を新車で購入又は3年以上のリース（サブスクリプションを含む。）契約（以下「購入等」という。）をした個人又は法人であつて、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 当該年度の4月1日以後に当該次世代自動車の初度登録を受けていること。
- (2) 当該次世代自動車の自動車検査証記録事項の「自動車登録番号又は車両番号」に「岡崎」と、「自家用又は事業用の別」に「自家用」と記載されていること。
- (3) 個人にあつては、第8条に規定する岡崎市次世代自動車購入費補助金交付申請書兼実績報告書の提出の日（以下、「申請日」という。）において、市内に1年以上住所を有し、かつ、当該次世代自動車の自動車検査証記録事項に「使用者」として記載された者であること。
- (4) 法人にあつては、申請日において、市内に1年以上本社、支社又は支店等を置き、かつ、当該次世代自動車の自動車検査証記録事項に使用の本拠の位置として岡崎市内の所在地が記載されていること。
- (5) 岡崎市税を滞納していないこと。
- (6) 岡崎市暴力団排除条例「(平成23年岡崎市条例第31号)」第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、別表1に定める金額とする。

- 2 補助金の交付は、一の個人又は法人につき、1年度の間において1台までとする。

(ゼロカーボンドライブ加算)

第6条 電気自動車又はプラグインハイブリッド車を購入等する者で、申請日まで、当該次世代自動車の自動車検査証記録事項に記載された使用の本拠となる場所において、次の各号に定める要件のいずれかを満たす者については、前条に規定する補助金の額に20,000円を加算する。

- (1) 太陽光発電システムが設置されており、その発電された電気が使用の本拠となる場所において消費され、かつ、一般送配電事業者の電力系統にその発電システムが接続されていること。

- (2) 小売電気事業者との電気契約において、再生可能エネルギーを活用した電力メニューを選択し、再生可能エネルギー由来の電気に切り替えられていること。
- (3) グリーンエネルギー認証機関が認証したグリーン電力証書又は国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）における再生可能エネルギー分野の方法論に基づいて実施される排出削減プロジェクト由来J-クレジットを購入していること。

（岡崎産再エネ電気ドライブ加算）

第7条 次の各号に定める要件をすべて満たす者は、第5条に規定する補助金の額及び前条の規定による加算に加え、さらに450,000円を加算する。

- (1) 新たに購入等する電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「新車両」という。）は、補助対象者が4年以上使用したガソリン車又はディーゼル車（以下「旧車両」という。）からの買替えであること。
- (2) 前号に規定する「買替え」は、旧車両の廃車、売却又は譲渡を伴うものとし、当該行為は第9条に規定する補助金の交付申請日前6か月以内に実施していることとする。
- (3) 当該次世代自動車の自動車検査証記録事項に記載された使用の本拠となる場所において、小売電気事業者との電気契約を、市に登録された地産電力メニュー（以下「岡崎産再エネ電気」という。）に切り替えられていること。

（他の補助金との関係）

第8条 この補助金は、国、県その他の団体が交付する次世代自動車に係る補助金等の受給を妨げない。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる期日までに、岡崎市次世代自動車購入費補助金交付申請書兼実績報告書に、次項に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 第7条に定める加算を受けようとする者 次世代自動車の初度登録の日の翌日から起算して2か月以内かつ当該年度の2月19日まで
- (2) 前号に掲げる者以外の者 次世代自動車の初度登録の日の翌日から起算して2か月以内かつ当該年度の3月31日まで

2 前項の書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 自動車検査証記録事項の写し
- (2) 次世代自動車を購入した者にとっては、車両販売店が発行した次世代自動車の購入の事実が確認できる書類の写し（車両本体価格が明記されているものに限る。）

- (3) 次世代自動車をリース契約した者にあつては、その事実が確認できる書類の写し及び岡崎市次世代自動車購入費補助金リース明細書
 - (4) 岡崎市税の完納が証明されている納税証明書
 - (5) 法人にあつては履歴事項全部証明書
 - (6) 第6条に規定する加算を受けようとする者にあつては、一般送配電事業者の電力系統に発電システムが接続されていることを証する書類の写し又は電力需給契約を証明する書類の写し
 - (7) 第7条に規定する加算を受けようとする者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 旧車両の廃車、売却又は譲渡が確認できる書類の写し
 - イ 旧車両を4年以上所有していたことが確認できる書類の写し
 - ウ 岡崎産再エネ電気への切り替えが確認できる書類の写し
 - (8) あいち電子申請・届出システムを利用して岡崎市次世代自動車購入費補助金交付申請兼実績報告書を提出する場合は、電子申請の利用に伴う同意事項
 - (9) その他市長が必要と認めるもの
- 3 前項第4号及び第5号に規定する書類は、第1項に規定する岡崎市次世代自動車購入費補助金交付申請書兼実績報告書の提出の日の前日を起点として2か月以内に発行されたものに限る。
- 4 第1項に規定する提出については、窓口への持参又は郵送によるものとする。ただし、郵送による提出は、メールによる事前確認を完了した者に限り、その提出日は窓口へ到達した日とする。
- 5 市長は、岡崎市次世代自動車購入費補助金交付申請書兼実績報告書の受付を、予算の範囲内において先着順に行うものとし、予算の範囲を超えるときは受付を停止する。ただし、予算を超えることとなった日の受付については、その日に窓口へ提出されたもの及び郵送による到達の日がその日であるものについて抽選を行い、受付の順番を決定するものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

- 第10条 市長は、前条第1項の規定により提出された岡崎市次世代自動車購入費補助金交付申請書兼実績報告書の内容を審査し、必要に応じ調査を行った後、補助金の交付の可否を決定する。
- 2 市長は、補助金の交付を適当と認めるときは、岡崎市次世代自動車購入費補助金交付決定兼額の確定通知書により、その旨を申請者に書面で通知するものとする。
 - 3 市長は、補助金の交付を不適当と認めるときは、その旨を申請者に書面で通知するものとする。
 - 4 市長は、補助金の交付決定にあたり、条件を付することができる。

(補助金の交付)

第 11 条 前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定を受けた申請者（以下「交付決定を受けた者」という。）は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書を受理したときは、第 5 条、第 6 条及び第 7 条に規定する補助金を交付するものとする。

（交付申請の取下げ）

第 12 条 申請者及び交付決定を受けた者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、遅滞なく、岡崎市次世代自動車購入費補助金交付申請取下届出書を、市長に提出しなければならない。

（処分の制限）

第 13 条 交付決定を受けた者は、別に定める次世代自動車の取得財産処分制限期間内において、市長の承認を受けずに当該次世代自動車を売却し、譲渡し、交換し、廃棄等してはならない。なお、リース契約により次世代自動車を導入した場合は、市長の承認を受けずに、契約満了日を待たずして当該契約を解約してはならない。

2 交付決定を受けた者で、第 1 項の承認を受けようとする者は、あらかじめ岡崎市次世代自動車購入費補助金財産処分承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、岡崎市次世代自動車購入費補助金財産処分承認通知書により、その旨を交付決定を受けた者に通知するものとする。

4 市長は、その承認に当たり、必要な条件を付することができる。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 14 条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 第 4 条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 第 6 条及び第 7 条の加算を受けた場合は同条各号に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) 補助対象の次世代自動車を第三者に売却し、又は譲渡する等、本来の目的以外に当該次世代自動車を使用したとき。ただし、取得財産処分制限期間を経過した場合又はリース契約を満了した場合は、この限りでない。

(5) 第 12 条の規定による交付申請の取下げの届出があったとき。

(6) 前条第 1 項の規定に違反したとき。

(7) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、その旨を交付決定を受けた者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、別に定める額の返還を求めるものとする。ただし、市長が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りではない。

(1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象設備を処分するとき。

(2) その他市長が補助金の返還の必要がないと認めたとき。

(地位の承継)

第15条 交付決定を受けた者について相続等があったときは、相続人等は、交付決定を受けた者の地位を承継するものとし、速やかに、岡崎市次世代自動車購入費補助金地位承継届出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、承継人にその旨を通知するものとする。

(状況調査)

第16条 市長は、補助金の適正かつ円滑な運用を図るため、必要な範囲において、申請者又は交付決定を受けた者に対して、報告を求め、又は調査を行うことができる。

2 申請者又は交付決定を受けた者は、市長が前項の報告を求めた場合等は、これに協力しなければならない。

(期日の特例)

第17条 第9条第1項に規定する提出の期限が閉庁日に当たるときは、その日の後に最初に到来する開庁日をもって期限とみなす。ただし、同項第1号の提出期限が閉庁日に当たるときは、その日の前に最後に到来する開庁日をもってその期限とみなす。また、同項第2号の提出期限が閉庁日に当たるときは、その日の前に最後に到来する開庁日をもってその期限とみなす。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、次世代自動車購入費補助金の交付に関し必要な事項は、岡崎市次世代自動車購入費補助金事務取扱要領に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこ

の規程の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付、交付申請の取下げ、交付決定の取消し及び補助金の返還については、同日以後もなおその効力を有する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 10 月 8 日から施行する。

別表1（第5条関係）

電気自動車	3万円
プラグインハイブリッド車	
燃料電池自動車（個人）	20万円
燃料電池自動車（法人）	10万円

いずれも、車両本体価格（値引きがあったときは、当該値引き後の価格とし、消費税及び地方消費税を除く。）が40万円を超えるものを対象とする。また、4年に満たないリース契約により次世代自動車を導入する場合は、表中の額に寄らず、その契約年数（年未満の期間が発生する場合は、その期間は切り捨てるものとする。）を4で除した値に、表中の補助額を乗じて得た額（千円未満切り捨て）を上限額とする。